

甲府市における森林環境譲与税の活用についての基本的な考え方

【基本的な考え方】

本市では、森林が有する公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備等を進めてきたが、昨今では、森林所有者の経営意欲の低下等による適切な整備が行われない森林の増加が懸念されている一方、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みとして森林・林業に関わる活動に注目が集まっている。

こうしたことから、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林整備の推進、林業従事者の安定的な確保、森林資源の積極的な活用の推進、「木育」の推進などに効果的かつ円滑に取り組んでいく。

活用用途

① 森林整備

森林経営管理制度（意向調査等）、基盤整備（航空写真導入等）
路網整備、重要インフラ周辺整備 等

期待される効果

適切な整備が行われていない森林の解消
公益的機能の発揮、山地災害の防止 等

② 担い手の育成 及び確保

インターンシップ費用補助、林業安全装備購入費補助
地域林政アドバイザー雇用、市職員研修（資格取得等） 等

林業従事者の増加・高齢化解消、就業環境の改善
先進技術の導入、森林整備の効率化 等

③ 木材利用

施設の木質化・木造化、木質バイオマス推進 等

木材利用の促進、木材の安定的な需要・供給
地域循環社会の促進、資源の有効活用 等

④ 普及啓発

児童施設や新生児等への木製品配布
森林体験の開催、市産材を使用した名刺（名札）の作成 等

「木育」の推進、森林・林業への正しい知識の取得
森林への理解・関心の向上 等

⑤ その他森林整備の 促進に関する施策

自治体間連携（特別区等）によるカーボンオフセット
連携中枢都市としての自治体間連携による森林整備 等

低・無負担による森林整備、交流人口の増加
コストの削減、事業の効率化、ノウハウ共有 等